平成３１年３月２９日　　号外

岡山県公報

発行　岡山県

目次

【規則】	
○岡山県行政組織規則の一部を改正する規則	行政改革推進室
○岡山県事務処理規則の一部を改正する規則	〃
（以上県例規集登載）	

目次

【規則】	
○岡山県行政組織規則の一部を改正する規則	行政改革推進室
○岡山県事務処理規則の一部を改正する規則	〃
（以上県例規集登載）	

◎岡山県規則第二十三号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事　伊原木　隆　太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十五条の表中「防災対策班」を「防災対策班　地域防災推進班」に、「庁舎営繕・耐震化班」を「庁舎営繕班　県庁舎耐震化班」に、「金融共済班」を「金融保険班」に、「森林保全班」を「森林経営班」に、「治山班　林道班」を「保全班　整備班」に改める。

第十六条の二中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　地域防災力の向上に関すること。

第二十一条中第十六号を第十七号とし、第十号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第九号中「建設及び」を削り、同号を同条第十号とし、同条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八　県庁舎の耐震化に関すること。

第三十一条の三第一号中「児童」を「要保護児童等」に改め、同条第二号中「（保健福祉課指導監査室の分掌に属するものを除く。）」を削り、同条中第十号を削り、第九号を第十号とし、同条第八号中「要保護女子の保護更生」を「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（以下「要保護女子」という。以下同じ。）の保護及び更正」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、第六号を削り、第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　子どもの貧困対策の総合調整に関すること。

第三十一条の三第二号の次に次の一号を加える。

三　社会的養育推進計画に関すること。

第四十四条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第四十八条第二号中「並びに利用」を削る。

第五十条第一項中第十八号を第十九号とし、第十一号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　地産地消の推進に関すること。

第五十一条中第七号を削り、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　森林経営管理制度に関すること。

第五十二条中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　森林病害虫の防除に関すること。

第五十三条第十号中「国土交通省所管直轄事業」を「公共用地取得事業」に改める。

第百三十九条第二項第十二号中「並びに利用」を削る。

第百五十九条の二の表中央児童相談所の項中「地域支援班」を「地域支援班　心理支援班」に改め、同表倉敷児童相談所の項中「地域支援班」を「地域支援第一班　地域支援第二班」に、

「

子ども発達支援課	

」

を

「

子ども発達支援課	親子支援班　発達支援班

」

に改め、同表津山児童相談所の項中

「

子ども支援課	

」

を

「

子ども支援課	地域支援班　心理支援班

」

に改める。

第百七十五条第四号中「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（以下「」及び「」という。）」を削る。

第百九十二条中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同条第一号中「性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子（以下この条において「」及び「」という。）」

を削る。

第百九十四条から第百九十五条までを次のように改める。

第百九十四条及び第百九十五条　削除

第三百三十条の二第一項中「工業技術センター」の下に「及び農林水産総合センター生物科学研究所」を加え、同条第二項中「総括研究員」を「工業技術センターの総括研究員」に改め、同条に次の一項を加える。

３　生物科学研究所の総括研究員は、上司の命を受け、生物科学研究所の専門的研究に係る調整に関する事務を処理するとともに、専門的研究に従事する。

附　則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十四号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

岡山県知事　伊原木　隆太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

第一条　岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　保健及び医療に関する事務を統括する保健福祉部参与の掌理する事務に係る第一項の規定の適用については、同項並びに別表第一(1)及び別表第三の決裁区分欄中「次長」とあるのは、「保健及び医療に関する事務を統括する保健福祉部参与」とする。

第四条第二項中「次長」を「次長（保健福祉部にあつては、保健及び医療に関する事務を統括する参与を含む。）」に改める。

第十三条第五項中「及び第六項」を「、第六項及び第七項」に改める。

別表第一(1)３の項14(2)中「次長」を「次長（保健福祉部にあつては，保健及び医療に関する事務を統括する参与を含む。以下この項において同じ。）」に改める。

別表第三政策推進課の部に次の一項を加える。

2	表彰に関する事務	1	岡山県職員表彰規程による知事表彰（新たな施策又は事業の提案に係るものに限る。）	○					

別表第三総務学事課の部６の項１中

○						

「　」を

			○			

「　」に改め、同項５中

○						

「　」を

			○			

「　」に改め、同項７中「認証その他の事項に関する意見の聴取」を「随伴者に対する意見を述べる機会の供与」に改める。

別表第三人事課の部10の項１中「知事表彰（」の次に「政策推進課及び」を加える。

別表第三中山間・地域振興課の部13の項1(2)中「を除く」を「及び継業支援事業を除く」に改める。

別表第三環境管理課の部7の項4(4)中「若しくは」を「又は」に改め、同部9の項4中「の変更，解除」を「若しくは変更」に、「区域の指定，変更又は解除」を「指定若しくは指定の解除若しくは区域の変更」に改め、同部16の項1(1)中「土地の所有者等からの」を削り、同1(3)中「土地の所有者等に対する」を削り、同1(14)を削り、同1(13)中「第16条第４項」を「第16条第５項」に改め、同(13)を同1(15)とし、同1中(12)を(14)とし、同1(11)中「土地の所有者等からの」を削り、同(11)を同1(13)とし、同1(10)中「における」を「の」に改め、同(10)を同1(12)とし、同1中(9)を(11)とし、(8)を(10)とし、同1(7)中「一定の規模以上の」を削り、同(7)を同1(9)とし、同1(6)の次に次のように加える。

(7)　人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認に係る土地の形質の変更の届出の受理（第３条第７項）									○	県民局長	
(8)　人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認に係る土地の形質の変更に関する調査及び調査結果の報告の命令（第３条第８項）									○	県民局長	

別表第三環境管理課の部16の項2(2)中「土地の所有者等又は行為者に対する汚染の除去等の措置の指示」を「汚染除去等計画の作成及び提出の指示並びに受理」に改め、同2(13)中「第43条第２号，第３号，第50条第１項」を「第43条第３号，第４号，第50条第１項第３号」に改め、同(13)を同2(20)とし、同2(12)中「第50条第１項」を「第50条第１項第１号ロ」に改め、同(12)を同2(19)とし、同2中(11)を(17)とし、同(17)の次に次のように加える。

(18)　基準不適合土壌が存在するおそれがない等と認められる土地の指定（省令第25条第５号）					○						

別表第三環境管理課の部16の項2(10)中「申請者からの」を「申請に係る」に改め、同(10)を同2(16)とし、同2中(9)を(15)とし、同2(8)中「土地の所有者等からの」を削り、同(8)を同2(14)とし、同2(7)中「計画変更命令（第12条第４項」を「計画の変更命令（第12条第５項」に改め、同(7)を同2(13)とし、同2(6)中「第３項」を「第４項」に改め、同(6)を同2(11)とし、同(11)の次に次のように加える。

(12)　土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針の確認（第12									○	県民局長	

条第１項第１号）											

別表第三環境管理課の部16の項２中⑸を⑽とし、同２④中「措置を」を加え、「における当該指示措置」を「の汚染の除去等の措置」に、「第７条第５項」を「第７条第10項」に改め、同⑷を同２⑼とし、同２③中「指示措置等」を「実施措置」に、「措置等の」を「措置の」に、「第７条第４項」を「第７条第８項」に改め、同③を同２⑺とし、同⑺の次に次のように加える。

⑻　汚染除去等計画の実施措置の報告の受理（第７条第９項）									○	県民局長	

別表第三環境管理課の部16の項２⑵の次に次のように加える。

⑶　汚染除去等計画の提出命令（第７条第２項）									○	県民局長	
⑷　変更後の汚染除去等計画の受理（第７条第３項）									○	県民局長	
⑸　汚染除去等計画の変更命令（第７条第４項）									○	県民局長	
⑹　汚染除去等計画の実施措置制限期間の短縮及び通知（第７条第５項）									○	県民局長	

別表第三環境管理課の部16の項２に次のように加える。

㉑　施行管理方針の確認に係る土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出の受理（省令第52条の５第１項）									○	県民局長	

㉒　施行管理方針の変更の届出の受理（省令第52条の６）									○	県民局長	
㉓　施行管理方針の廃止の届出の受理（省令第52条の７第１項）									○	県民局長	
㉔　施行管理方針の確認の取消し（省令第52条の８）									○	県民局長	

別表第三環境管理課の部16の項３(2)中「汚染土壌の」を削り、同３(3)中「汚染土壌の」を削り、「計画変更命令」を「計画の変更命令」に改め、同３(4)中「汚染土壌の」を削り、同３(5)中「汚染土壌の」を削り、「第20条第６項」の次に「，第９項」を加え、同３に次のように加える。

⑹　要措置区域等に搬入された土壌に係る届出の受理（省令第59条の２第２項第３号イ）									○	県民局長	

別表第三環境管理課の部16の項４(5)中「汚染土壌処理業者に対する」を削り、同４中(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、同４(12)中「第５条第16号ロ」を「第５条第21号ロ」に改め、同(12)を同４(13)とし、同４(11)中「第５条第15号」を「第５条第20号」に改め、同(11)を同４(12)とし、同４(10)の次に次のように加える。

⑾　国又は地方公共団体が行う汚染土壌処理の事業の協議（第27条の５）									○	県民局長	

別表第三循環型社会推進課の部の次に次のように加える。

災害廃棄物	１　災害廃棄物に関する事務	１　災害廃棄物の処理の基本方針の策定及び変更		○								
		２　災害廃棄物の処理の実行計画の策定及び変更				○						
		３　市町村からの事務の受託に関すること。										

対策室											
	(1) 規約の締結，変更及び廃止		○								
	(2) 受託費の金額の決定	○									

別表第三保健福祉課の部７の項中13を14とし、12を13とし、同項11中「第29条」を「第30条」に改め、同11を同項12とし、同項中10を11とし、同項９中「市町村長」を「災害発生市町村の長」に改め、同９を同項10とし、同項中８を９とし、同項７中「生産，集荷，販売，配給，保管若しくは輸送」を「生産等」に改め、同７を同項８とし、同項中６を７とし、２から５までを１ずつ繰り下げ、同項１の次に次のように加える。

２　物資の供給又は役務の提供に関する連絡調整（第２条の３）		○									

別表第三指導監査室の部７の項22及び８の項16を削る。

別表第三被災者生活支援室の部１の項中13を14とし、12を13とし、同項11中「第29条」を「第30条」に改め、同11を同項12とし、同項中10を11とし、同項９中「市町村長」を「災害発生市町村の長」に改め、同９を同項10とし、同項中８を９とし、同項７中「生産，集荷，販売，配給，保管若しくは輸送」を「生産等」に改め、同７を同項８とし、同項中６を７とし、２から５までを１ずつ繰り下げ、同項１の次に次のように加える。

２　物資の供給又は役務の提供に関する連絡調整（第２条の３）		○									

別表第三健康推進課の部６の項９中「禁煙・完全分煙実施施設」を「敷地内全面禁煙実施施設」に、「第25条」を「第25条の５」に改める。

別表第三医薬安全課の部13の項３中「，児童補償手当」及び「，第39条」を削り、同３を同項４とし、同項中２を３とし、１の次に次のように加える。

２　公害健康被害者認定の更新（第８条）				○							

別表第三医薬安全課の部13の項に次のように加える。

	5　障害補償費及び遺族補償費の額の改定（第28条，第32条）					○					

別表第三子ども家庭課の部９の項１に次のように加える。

	⑷　岡山県子どもの居場所づくり促進事業補助金交付要綱に係るもの								○	県民局長	

別表第三子ども家庭課の部中９の項を10の項とし、８の項の次に次の一項を加える。

9　子どもの居場所づくり支援事業に関する事務	1　岡山県子どもの居場所アドバイザー事業の実施								○	県民局長	

別表第三障害福祉課の部１の項７中⑹を⑺とし、⑸を⑹とし、⑷を⑸とし、⑶の次に次のように加える。

	⑷　急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた者からの徴収金の徴収（第77条の２）								○	県民局長	

別表第三障害福祉課の部１の項８に次のように加える。

	⑵　市町村長に対する保護並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給に関する事務の適正な実施等のための援助（第81条の２）					○					
	⑶　保護の廃止を行う際に保護を廃止される者が生活困窮者に該当する場合の事業又は給付金についての情報の提供等（第81条								○	県民局長	

の３）											

別表第三長寿社会課の部４の項に次のように加える。

３　市町村に対する報告の徴収等（第197条第１項）（岡山県介護保険事務指導要綱（平成12年長寿第671号）に基づく事務に限る。）									○	県民局長	

別表第三長寿社会課の部中５の項を６の項とし、４の項の次に次の一項を加える。

５　健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法の施行に関する事務	１　市町村に対する報告の徴収等（第197条第１項）（岡山県介護保険事務指導要綱に基づく事務に限る。）									○	県民局長	

別表第三マーケティング推進室の部の次に次のように加える。

事業者復興支	１　岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業に関する事務	１　復興事業計画の認定及び変更の認定						○					

援 密												

別表第三経営支援課の部13の項に次のように加える。

3　被災中小企業施設・設備整備支援事業貸付業務に関すること。											
⑴　貸付決定並びにその変更及び取消し	別表第１付表による				○						
⑵　貸付金の償還の決定	別表第１付表による					○					

別表第三経営支援課の部中22の項を23の項とし、21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項の次に次の一項を加える。

20　平成30年７月豪雨に係る被災中小企業施設・設備整備支援事業に係る岡山県，広島県及び愛媛県に対する資金の貸付けに関する準則（平成30年規程30第25号）の施行に関する事務	1　機構貸付金の償還の決定（第７条，第17条）	別表第１付表による					○					
	2　機構貸付金の借入申請（第19条）	財政課長				○						
	3　機構貸付金の貸付決定変更申請（第21条）	財政課長				○						

	4　機構貸付金の最終償還期限の延長申請（第６条，第27条）					○						
	5　期限の利益の喪失の場合の手続（第28条）	別表第１付表による					○					

別表第三組合指導課の部中10の項を削り，11の項を10の項とし，12の項から15の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第三農産課の部23の項中「岡山県強い農業づくり交付金関係事業」を「岡山県強い農業・担い手づくり総合支援交付金関係事業」に改める。

別表第三耕地課の部１の項１中(17)を(18)とし，(11)から(16)までを一ずつ繰り下げ，同１(10)中「第29条の３」を「第29条の４」に改め，同(10)を同１(11)とし，同１(9)の次に次のように加える。

(10)　決算関係書類の受理（国・県営土地改良事業に関連する土地改良区等に係るものを除く。）（第29条の２）								○	県民局長	

別表第三耕地課の部２の項中「岡山県県営土地改良事業分担金徴収条例」を「岡山県県営土地改良事業分担金等徴収条例」に改め，同項１中「の減免」を「及び特別徴収金の減免」に，「第６条第３項」を「第６条第５項」に改め，同部12の項１中「及び農業水路等長寿命化・防災減災事業」を「，農業水路等長寿命化・防災減災事業及び水利施設等保全高度化事業」に改める。

別表第三農村振興課の部２の項中「岡山県県営土地改良事業分担金徴収条例」を「岡山県県営土地改良事業分担金等徴収条例」に改め，同項１中「の減免」を「及び特別徴収金の減免」に，「第６条第３項」を「第６条第５項」に改め，同部７の項中６を７とし，５を６とし，４の次に次のように加える。

5　所有者等を確知できない場合における農地の利用に係る裁定（第41条）					○						

別表第三農村振興課の部13の項１中「

○				

」を「

			○	県民局長

」に改め，同部17の項１中「岡山県経営体育成交付金事業」の次に「，

」　　」

強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業」を加え、「荒廃農地等利活用促進交付金事業」を「荒廃農地再生・利用促進事業」に改める。

別表第三鳥獣害対策室の部３の項１中「集落ぐるみ農作物鳥獣被害防止対策事業」を「鳥獣被害防止サポート事業」に改める。

別表第三林政課の部１の項３を次のように改める。

３　市町村森林整備計画の作成に係る市町村との協議（第10条の５）						○					

別表第三林政課の部６の項を次のように改める。

６　森林経営管理法（平成30年法律第35号）の施行に関する事務	１　経営管理権集積計画に係る通知及び意見書の提出の機会の付与（第18条第１項）						○					
	２　経営管理権の設定に係る裁定（第19条第１項，第27条第１項）				○							
	３　経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者の公募及び応募した民間事業者の公表（第36条第１項，第２項）						○					

別表第三林政課の部22の項１中「森林病害虫等防除事業，冷夏，長雨緊急対策農林事業元利償還助成補助金」を「冷夏・長雨緊急対策農林事業元利償還助成補助金」に改め、「森林整備地域活動支援推進事業」の次に「，森林情報活用促進事業，林業・木材産業成長産業化促進対策事業，合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策事業」を加え、「，公共空間木質化促進支援事業，県産ヒノキ販路開拓支援事業，ＣＬＴ等利用促進支援事業」及び「，地域林業の担い手サポート事業，岡山県森林病害虫防除事業」を加り、「快適森林環境創出事業」の次に「，ナラ枯れ被害拡大防止総合対策事業（広葉樹利用促進事業に限る。）」を加え、「，市町村森林所有者情報整備事業」を加る。

別表第三治山課の部12の項１に次のように加える。

⑹　森林病害虫等防除事業及び岡山県森林病害虫防除事業									○	県民局長	

	⑺　ナラ枯れ被害拡大防止総合対策事業（広葉樹保全再生事業に限る。）									○	県民局長	

別表第三治山課の部中12の項を13の項とし、11の項の次に次の一項を加える。

12　森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）の施行に関する事務	1　森林病害虫等の駆除命令等及びその公表（第５条）											
	⑴　第３条第１項第４号に掲げるもの				○							
	⑵　⑴以外のもの						○					
	2　不履行の場合の代執行及びその費用の徴収（第４条，第５条第４項）				○							
	3　森林病害虫等の駆除又はまん延防止に係る立入検査及び損失の実地調査（第６条，第８条）									○	県民局長	
	4　都道府県防除実施基準，高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域，樹種転換促進指針及び地区防除指針の策定，指定又は変更並びに公表（第７条の３，第７条の５，第７条の６，第７条の９）						○					
	5　森林病害虫等の防除事業に係る駆除事業の損失補償金の交付（第８条）									○	県民局長	

別表第三監理課の部に次の二項を加える。

15　岡山県流域下水道事業に係る予算経理事務	1　岡山県流域下水道事業財務規則（平成31年岡山県規則第22号）に基づく収入決定者及び支出命令者の行うべき収入決定，支出命令その他の行為											
	⑴　備前県民局建設部に係るもの									○	備前県民局長	
	⑵　⑴以外のもの											
	ア　１件40万円以上のもの						○					
	イ　１件40万円未満のもの							○				
16　岡山県流域下水道事業に係る決算事務	1　決算の調製及び提出（地方公営企業法第30条第１項）						○					
	2　決算及び決算関係書類を監査委員の審査に付すること（地方公営企業法第30条第２項）。						○					

別表第三道路建設課の部１の項１中⑶を⑷とし，⑵を⑶とし，⑴を⑵とし，同⑵の前に次のように加える。

	⑴　国土交通大臣に対する県道の改築に関する工事の要請（第17条第６項）						○					

別表第三防災砂防課の部７の項中６を８とし、同項５中「○」を「○　県民局長」に改め、同５を同項７とし、同項中４を６とし、３を５とし、２を４とし、同４の前に次のように加える。

３　土砂災害特別警戒区域の指定に関すること。											
⑴　土砂災害特別警戒区域の指定（第９条第１項）				○							
⑵　土砂災害特別警戒区域の指定に係る関係市町村長からの意見聴取（第９条第３項）									○	県民局長	

別表第三防災砂防課の部７の項１中「土砂災害警戒区域等」を「土砂災害警戒区域」に改め、同１⑴中「第７条」を「第７条第１項」に改め、同１⑵を次のように改める。

⑵　土砂災害警戒区域の指定に係る関係市町村長からの意見聴取（第７条第３項）									○	県民局長	

別表第三防災砂防課の部７の項中１を２とし、同２の前に次のように加える。

１　基礎調査に関すること。											
⑴　基礎調査の実施（第４条）									○	県民局長	
⑵　基礎調査のための土地の立入り等（第５条）									○	県民局長	

別表第三都市計画課の部中12の項を13の項とし、同部11の項の次に次の一項を加える。

12　岡山県流域下水道事業に係る出納その他の会計事務	1　現金の出納及び保管						○					

別表第三建築指導課の部２の項５(10)及び(11)中「制限許可」の次に「及び指定」を加え、同部５の項中８を９とし、７を８とし、６を７とし、５の次に次のように加える。

	6　協定建築物の建築等の計画に関すること。											
	⑴　計画の認定（第22条の２第４項）						○					
	⑵　計画の変更の認定（第22条の２第５項）						○					
	⑶　認定協定建築主等に対する改善命令（第22条の２第５項）						○					
	⑷　計画の認定の取消し（第22条の２第５項）						○					

別表第三住宅課の部に次の一項を加える。

12　借上型仮設住宅の管理に関する事務	1　借上型仮設住宅の管理						○					

別表第三用度課の部中５の項を６の項とし、２の項から４の項までを一項ずつ繰り下げ、１の項の次に次の一項を加える。

2　岡山県流域下水道事業財務規則の施行に関する事務	1　物品の購入（第55条，第70条）											
	⑴　１件2,000万円以上				○							
	⑵　１件2,000万円未満						○					
	⑶　１件100万円未満							○				

第二条　岡山県事務処理規則の一部を次のように改正する。

別表第三健康推進課の部６の項中12を16とし、11を15とし、10を14とし、同項９中「第25条の５」を「第25条の10」に改め、同９を同項13とし、同項８の次に次のように加える。

9　特定施設の喫煙禁止場所で喫煙している者に対する喫煙の中止又は退出の命令（第25条の５第２項）									○	保健所長	
10　特定施設の管理権原者等に対する指導及び助言（第25条の７）									○	保健所長	
11　特定施設の管理権原者等に対する必要な措置の勧告及び命令並びに勧告に従わなかつた旨の公表（第25条の８）						○					
12　特定施設の管理権原者等に対する報告の徴収及び立入検査等（第25条の９第１項）									○	保健所長	

別表第三監理課の部中16の項を17の項とし、13の項から15の項までを一項ずつ繰り下げ、12の項の次に次の一項を加える。

13　所有者不明土地の利用の	1　地域福利増進事業の準備に関すること。											

円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）の施行に関する事務	⑴　特定所有者不明土地への立入りの許可（事業者が国及び地方公共団体の場合を除く。）（第６条）						○					
	⑵　障害物の伐採等の許可（第７条）						○					
	２　地域福利増進事業に関すること。											
	⑴　裁定申請に係る確認，公告及び縦覧（第11条）	関係課長			○							
	⑵　土地使用権等の取得及び土地等使用権の存続期間の延長についての裁定又は裁定申請の却下（第12条，第13条，第19条）	関係課長			○							
	⑶　土地使用権等の譲渡の承認（第22条）	関係課長			○							
	⑷　裁定の取消し（第23条）	関係課長			○							
	⑸　使用権設定土地の原状回復命令等（第25条）	関係課長			○							
	３　収用適格事業及び都市計画事業に関すること。											
	⑴　裁定申請に係る公告及び縦覧（第28条，第37条）						○					
	⑵　特定所有者不明土地の収用及び使用についての裁定又は裁定申請の却下（第29条，第32条，第37条）				○							

⑶　裁定手続の開始の決定等（第30条，第37条）			○							

別表第三道路整備課の部８の項に次のように加える。

７　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく道路管理者の意見（第10条第３項第３号）								○	県民局長	

別表第三河川課の部10の項に次のように加える。

７　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく河川管理者の意見（第10条第３項第３号）								○	県民局長	

附　則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）　平成三十一年六月一日

二　第二条中岡山県事務処理規則別表第三健康推進課の部の改正規定　平成三十一年七月一日